

# 多子軽減に伴う多子計算の年齢制限撤廃の考え方

次の(1)又は(2)に当てはまるご家庭は、  
「多子軽減に伴う多子計算の年齢制限撤廃の考え方」の対象となります。

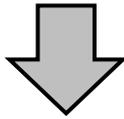
## (1) 二人親世帯の場合

1号認定	2号認定(満3歳以上)	3号認定(満3歳未満)
利用者負担額算定の対象となる市町 村民税所得割額が77,101円未満	利用者負担額算定の対象となる市町村民税所得割額が 57,700円未満	

## (2) ひとり親世帯、在宅障がい児(者)のいる世帯の場合

1号認定	2号認定(満3歳以上)	3号認定(満3歳未満)
利用者負担額算定の対象となる市町 村民税所得割額が77,101円未満	利用者負担額算定の対象となる市町村民税所得割額が 77,101円未満 ※第2子以降は利用者負担が全額免除	

多子軽減の年齢の上限撤廃にあたっては、同一生計にある、児童の兄や姉等が対象となります。別居しているが仕送り等を受けている児童の兄や姉等(例:大学生や専門学校生)がいる場合は、保育幼稚園課にご連絡願います。内容によっては、多子軽減の対象となる場合があります。



上記(1)又は(2)に当てはまらないご家庭はこちら。



### <多子軽減に伴う多子計算の年齢制限撤廃の考え方>

[19歳の年度以降]

保護者と生計が同一の子や孫等であれば、年齢に関わらず対象。保護者が監護していた子どもが成長し、19歳の年度以上になった場合も含む。

(例)実家を離れ、仕送りを受けながら1人暮らしをしている大学生。両親を亡くし、祖父母に育てられている大学生。同居の浪人生等。

[18歳の年度まで]

保護者が監護し、生計が同一の「子ども」であれば、年齢に関わらず対象。

(例)実家を離れ、寮で暮らす高校生。両親を亡くした小学6年生の甥や姪。小学3年生の兄や姉等。

(例)

19歳の年度～	長男(仕送りを受けて1人暮らしの大学生) 第1子扱い
～18歳の年度	
5歳児	長女 第2子扱い(利用料半額)
4歳児	
3歳児	次男 第3子扱い(利用料無料)
2歳児	
1歳児	
0歳児	

### <通常の子軽減の考え方>

カウントの対象は、

- ・「同一世帯」の「保護者に係る(=監護する)子ども」。  
※教育・保育給付認定保護者との監護関係のみで判断しており、子ども同士が兄弟姉妹である必要はない。

年齢の上限は、

- ・1号認定の場合は、小学校3学年まで
- ・2号(3号)認定の場合は、小学校入学前までに限定。

	(例)1号認定	(例)2号(3号)認定
小4～	長男 対象外	長男 対象外
小1～小3	長女 第1子扱い	長女 対象外
5歳児		次男 第1子扱い (利用料満額)
4歳児	次男 第2子扱い (利用料半額)	
3歳児	次女 第3子扱い (利用料無料)	次女 第2子扱い (利用料半額)
2歳児		
1歳児		三男 第3子扱い (利用料無料)
0歳児		